候補地案について

選定の条件

第66回及び67回策定委員会において決定した条件及びその確認事項は以下のとおりとなります。

	条件	確認事項
条件1	10ha程度の空き地を抽出する。	• 空き地に点在する倉庫や駐車場、工場は空き地とみなす。 • 住宅・ため池・ゴルフ場は空き地としない。 • 宅地開発・商業施設などは開発予定を含めて空き地としない。
条件2	学校、幼稚園、保育園及び病院等の300m以内を除外エリアとする。	• 学校・幼稚園とは学校教育法第１条、第124条、第134条に規定される学校とする。 • 保育園とは、児童福祉法に規定される保育所及び認定こども園法に規定されるこども園とする。 • 病院等とは、医療法に定められる病院・診療所、これに類する施設として介護老人保健施設・介護老人福祉施設とする。 • 廃止が公表されている施設は対象施設から除外する。 • 300mの考え方は敷地境界からを基本とするが、各施設の駐車場は除いて考えるものとする。
条件3	自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等を除外エリアとする。	• 歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域、風致地区、自然公園地域、環境保全地区、鳥獣保護区、水道水源特定保護区域を除外エリアとする。
条件4	将来にわたって、土地利用が決まっている地区を除外エリアとする。	• 都市公園、国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区を除外エリアとする。
条件5	ごみの収集・運搬効率がよい便利な場所を選ぶこととして、収集運搬コストが高いエリアを除外エリアとする。	• 過去の策定委員会で検討された収集運搬コスト算出モデルを用い、現工場比で1.2倍以上となるエリアを除外エリアとする。
条件6	新斎苑覚書に記載された小学校区を除く。	• 鹿野園町域（飛び地含む）・東市小学校区・飛鳥小学校区・旧精華小学校区・田原小学校区を除外エリアとする。

選定の作業方法

選定の条件による絞り込みは、以下のとおり行います。条件２～６を地図上に重ね合わせ、そこから条件１の10ha程度の空き地を抽出することとします。

奈良市全域の地図

(条件2) 半径300m以内の学校等	(条件3･4) 自然環境保全･土地利用	(条件5) 収集運搬コスト1.2倍以上	(条件6) 新斎苑覚書の小学校区等
学校等から300mの円を表示します。	自然環境保全や土地利用に係る法規制等のエリアを地図上に表示します。	収集運搬コストが1.2倍に近い地点を調べ、1.2倍以上となるエリアを地図上に表示します。	新斎苑覚書に係るエリアと山間部のエリアを地図上に表示します。
図１	図２	図３	図４

条件１～６の重ね合わせ
上記の絞り込み条件をすべて重ね合わせた地図をもとに、 10ha程度の空地を抽出します。
図５

■条件２　（図１）

・半径300m以内の学校等の条件

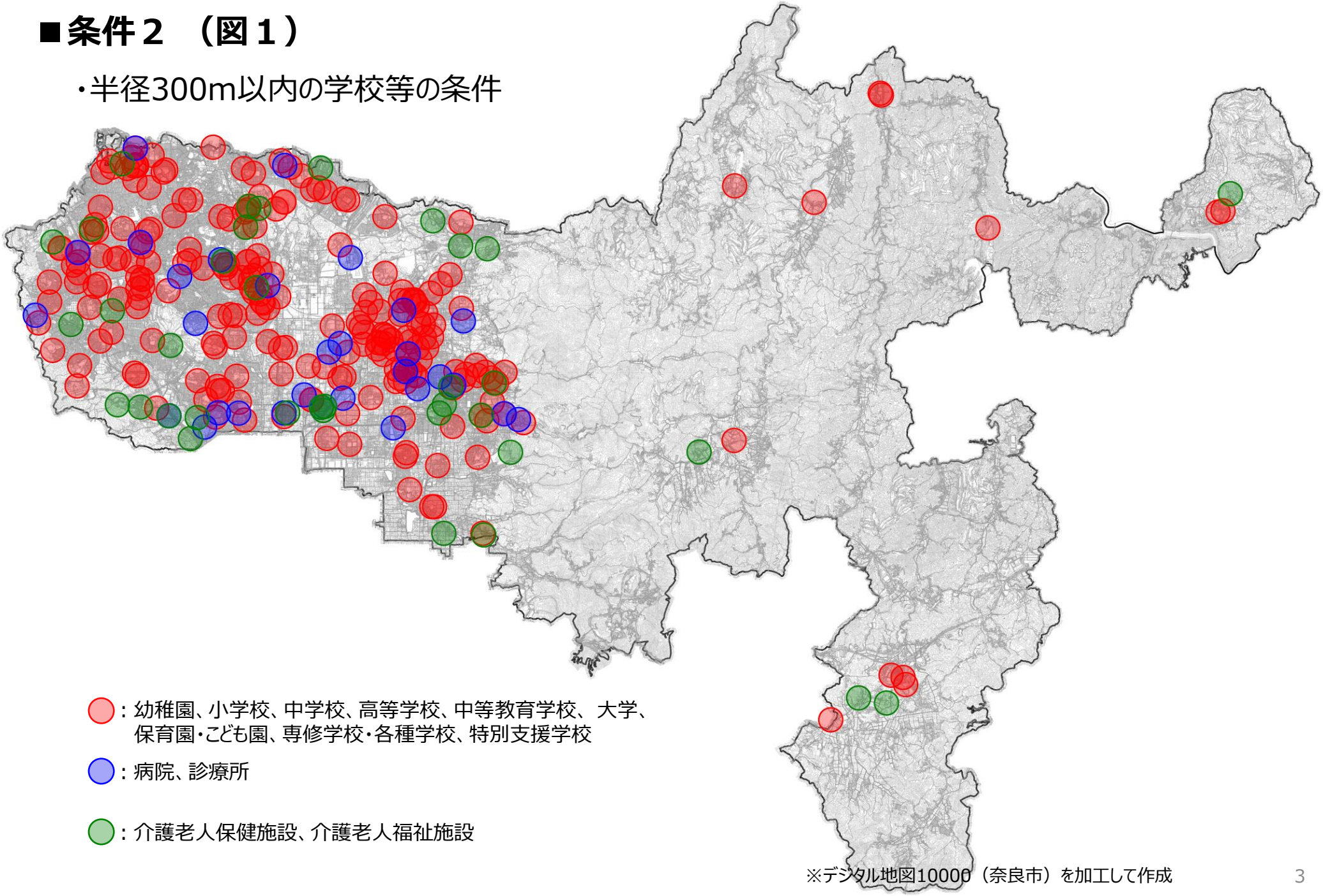

：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 大学、
保育園・こども園、専修学校・各種学校、特別支援学校

：病院、診療所

：介護老人保健施設、介護老人福祉施設

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

■条件３・４ （図２）

・自然環境保全関係、土地利用規制関連

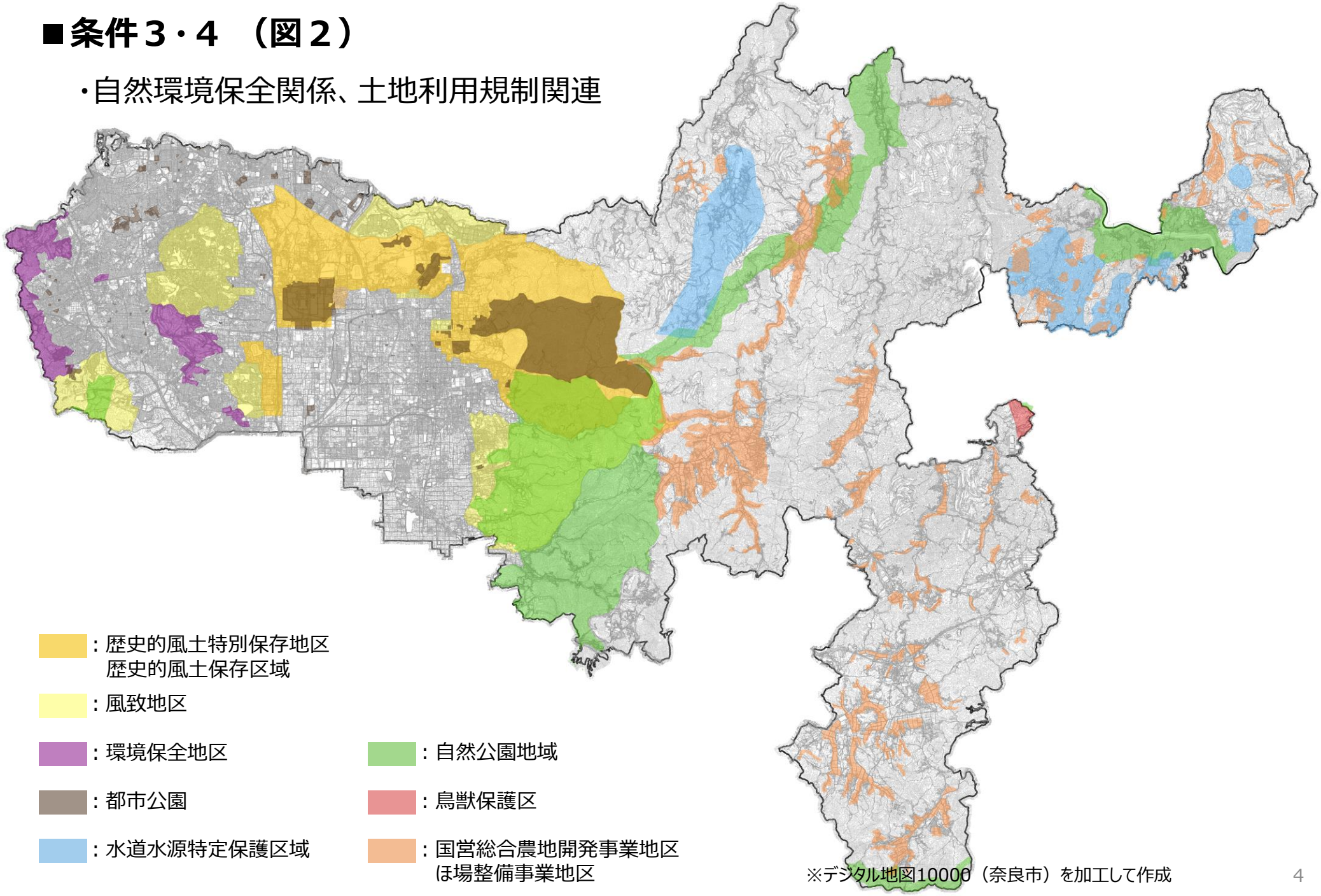

：歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存区域

：風致地区

：環境保全地区

：都市公園

：水道水源特定保護区域

：自然公園地域

：鳥獣保護区

：国営総合農地開発事業地区
ほ場整備事業地区

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

■条件５（図３）

・収集運搬コストの比率が1.2倍以上のエリア

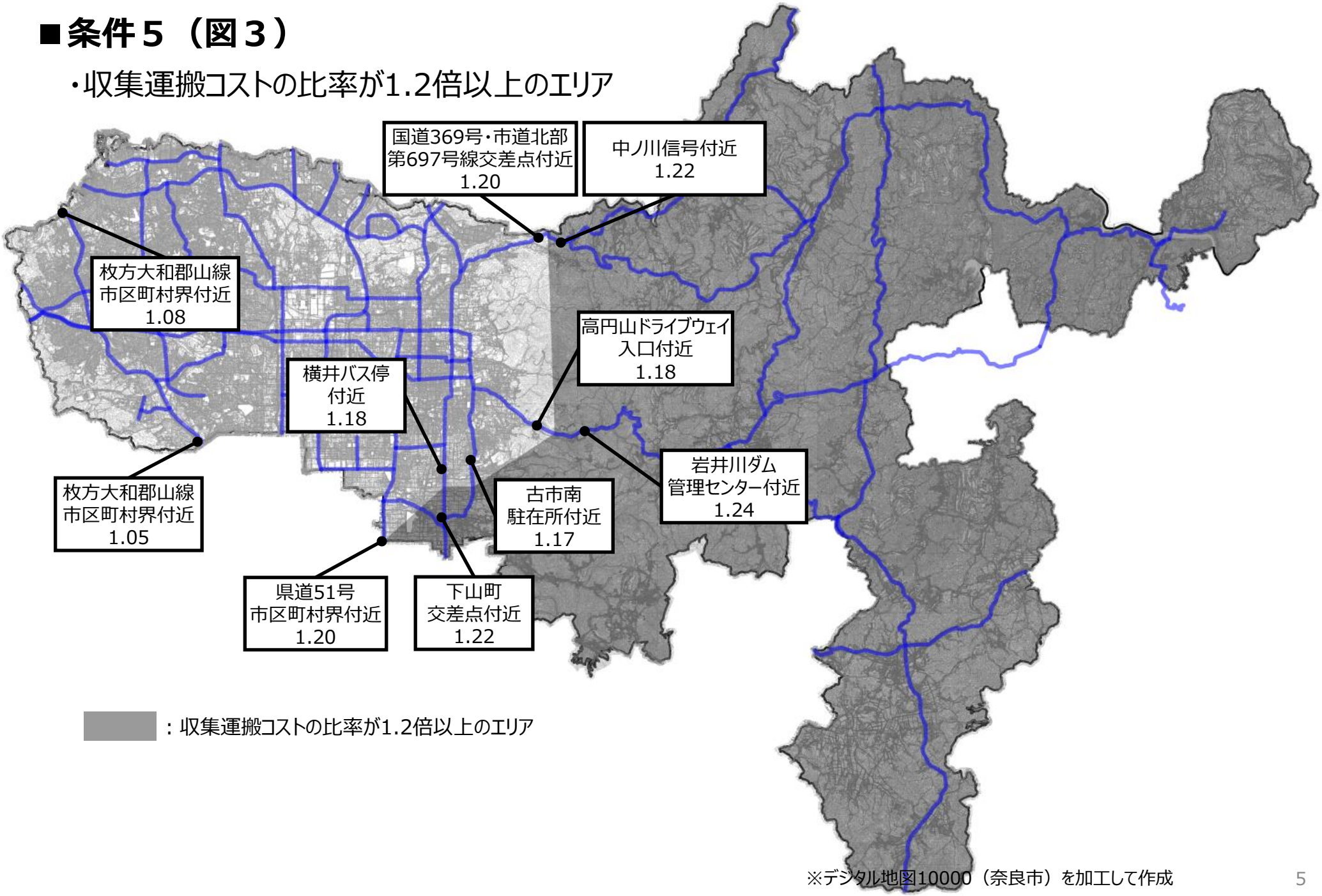

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

■条件６（図４）

・山間部の除外エリア
・新斎苑覚書の小学校区等

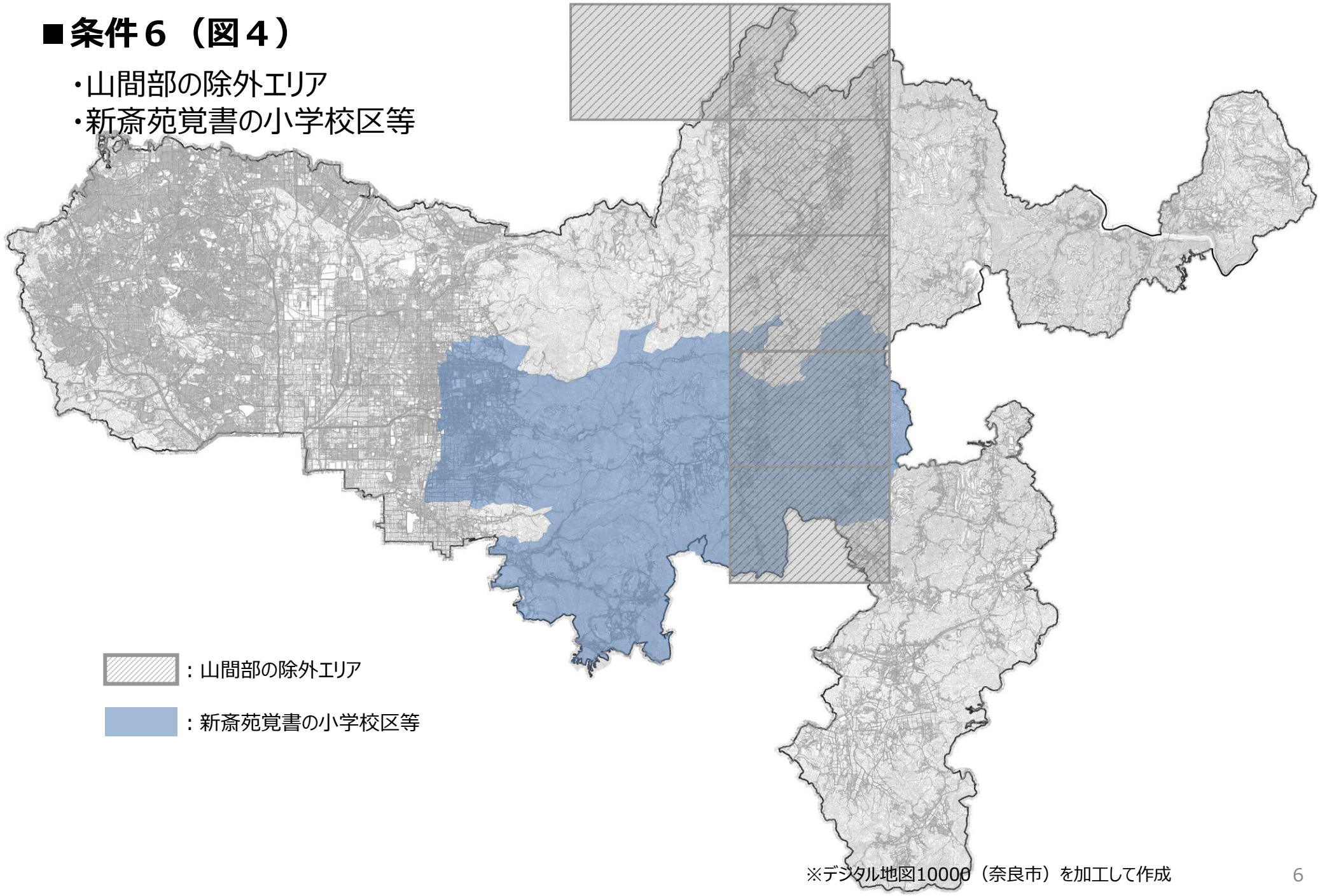

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

■すべての条件の重ね合わせ（図５）

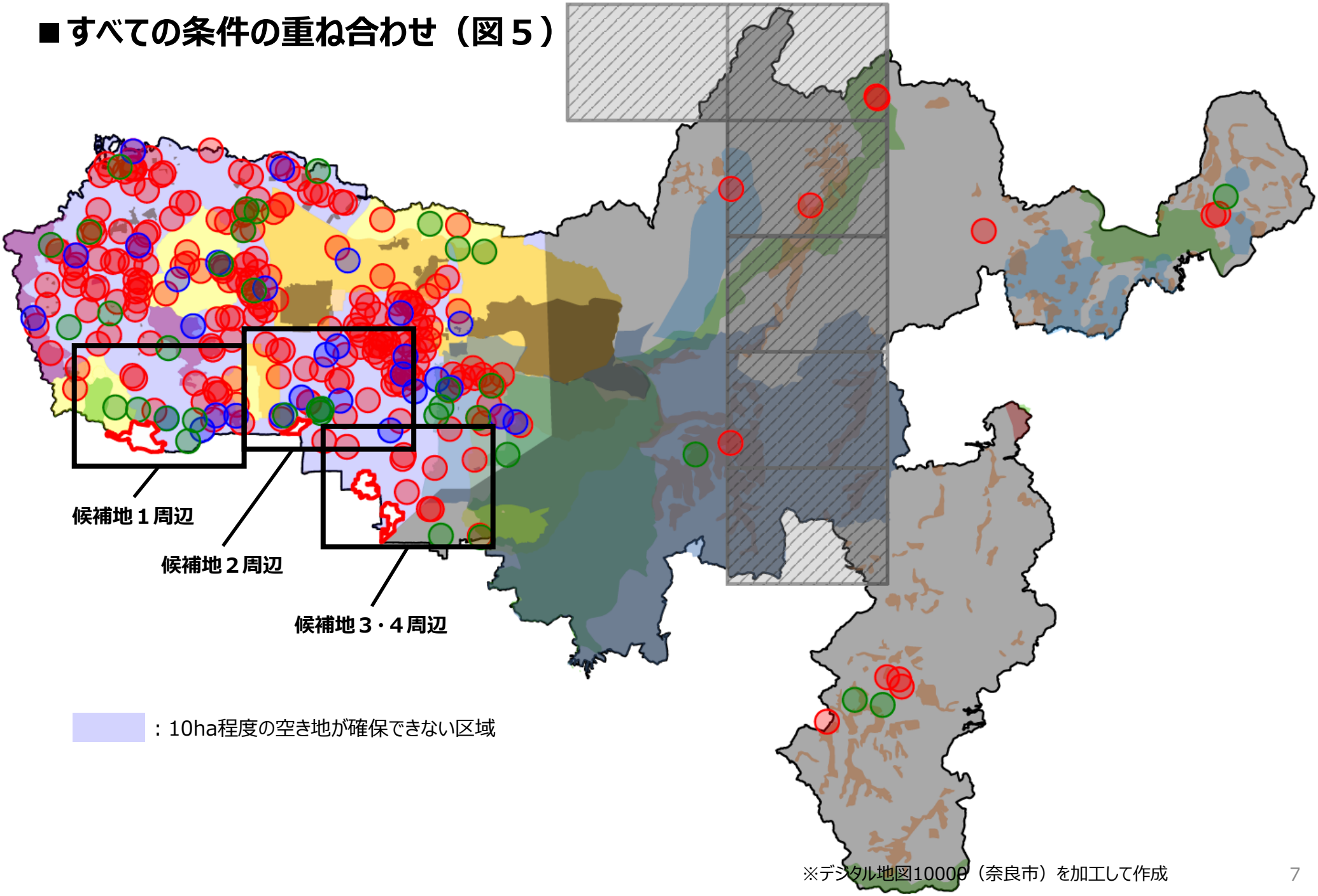

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

候補地１周辺の拡大地図

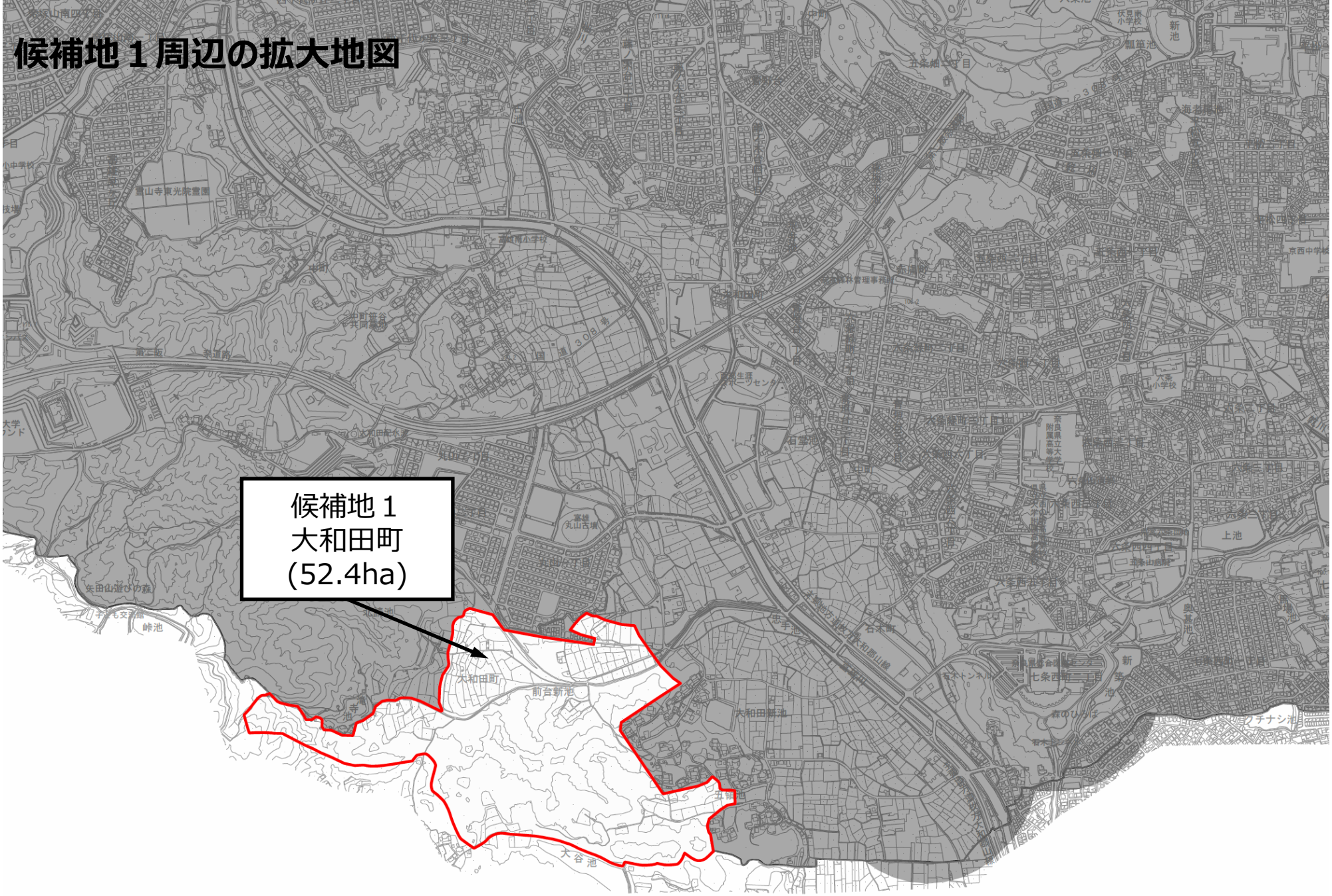

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

候補地２周辺の拡大地図

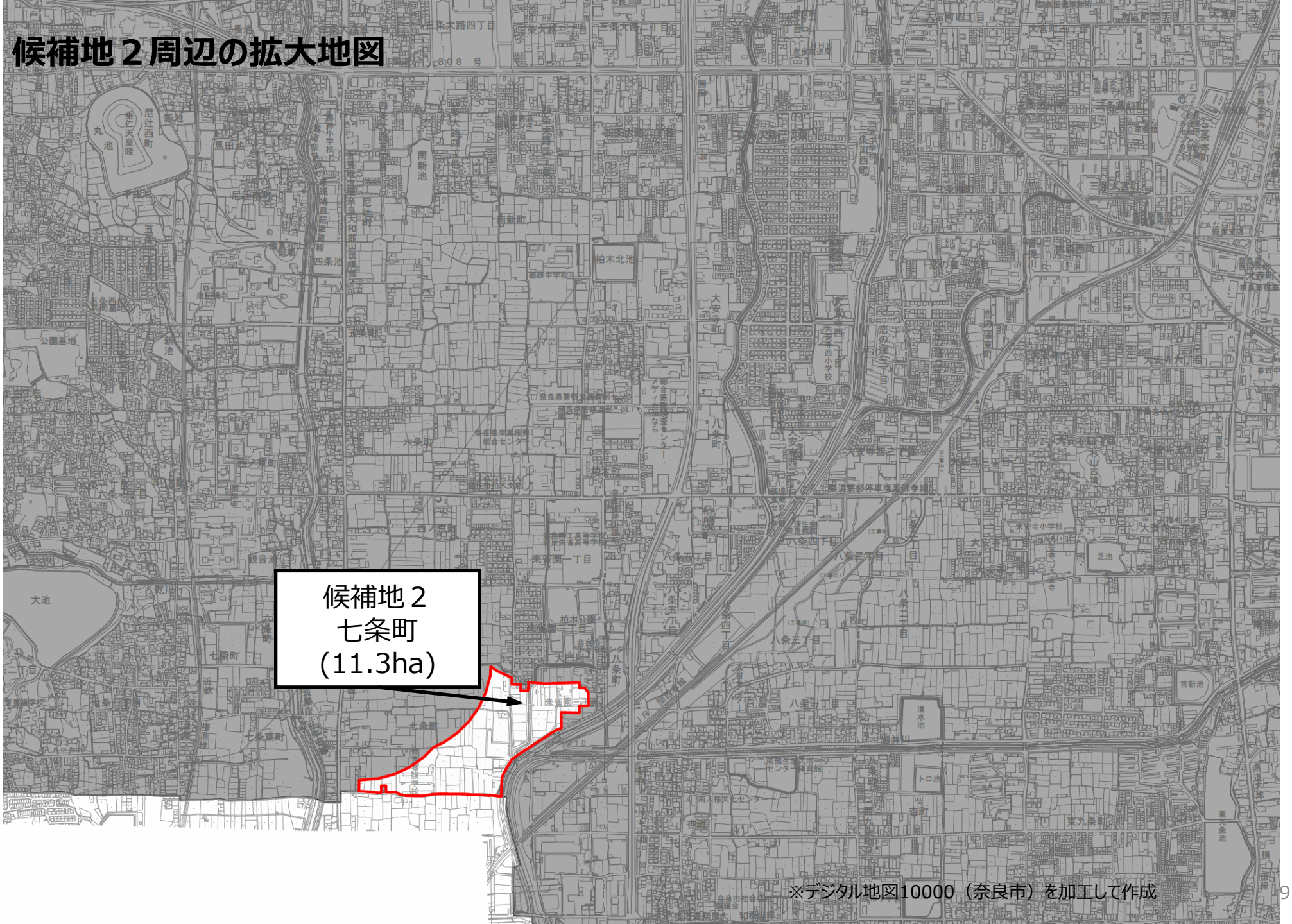

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

候補地３・４周辺の拡大地図

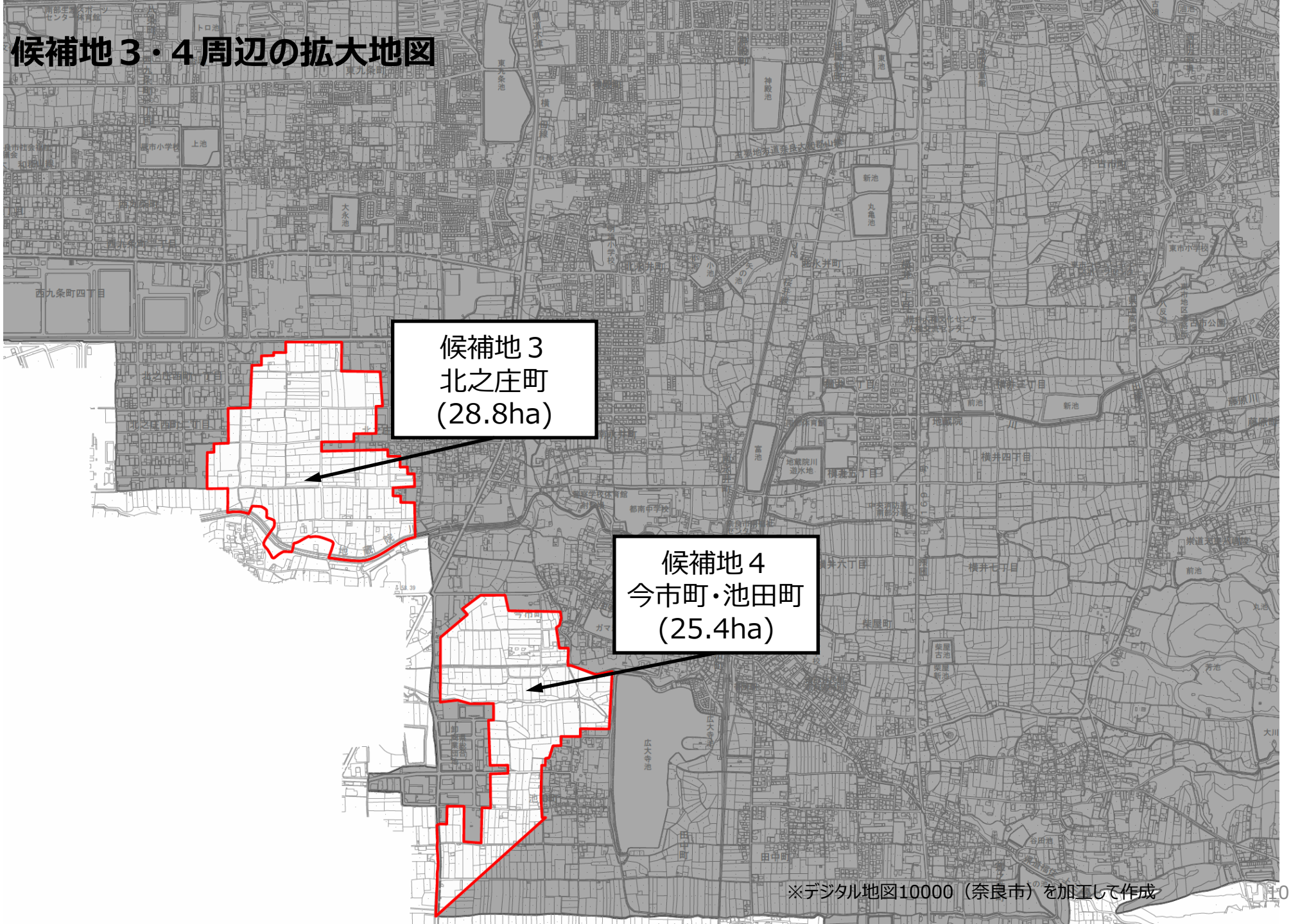

※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

候補地の選定の結果

条件１～６を適用した結果、以下の４箇所に絞り込まれました。

地区番号	場所	空き地の面積
候補地１	大和田町	52.4 ha
候補地２	七条町	11.3 ha
候補地３	北之庄町	28.8 ha
候補地４	今市町・池田町	25.4 ha